

## 基本目標4 豊かな社会環境の整備

貴重な歴史的・文化的遺産や景観等は、地域の気候風土と長年の積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、生活の中に溶け込み、潤いと安らぎ、文化的雰囲気などの恵みを与えています。

こうした歴史的・文化的資源の保存・継承に努めるとともに、自然環境と暮らしが調和する社会環境の整備をすすめます。

### 基本施策① 文化財等の保存・継承



#### 現状と課題

- ・本市には、900件以上の指定文化財があり、三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区という2つの重要伝統的建造物群保存地区を有しています。
- ・これらの文化財は、所有者・管理者・地域の住民による保存会等によって大切に保護・保存されています。文化財保護は、郷土の歴史や伝統文化を後世に伝えるとともに新たな地域文化の創出の基礎となるなど大変重要であり、所有者等の理解と協力を得ながら、その保存と活用を図る必要があります。
- ・平成28(2016)年に認定を受けた日本遺産「飛騨匠の技・ころろ」やユネスコ無形文化遺産「高山祭の屋台行事」など歴史遺産や伝統文化の発信と活用を図る必要があります。
- ・「歴史的風致維持向上計画（第二期）」に基づく取り組みにより、歴史的な町並みや伝統文化等が継承され、継続的に地域に住み続けられる環境の創出を目指しています。
- ・社会情勢の変化により保存意識の低下や後継者不足が進み、伝統文化の保存・継承が困難となることが危惧されているため、祭行事や伝承芸能等の担い手・後継者を育成する必要があります。
- ・歴史や文化財等に関する知識や保存意識を高める必要があります。

#### 主な取り組み

##### 1) 文化財の適正な管理、保護活動の促進

文化財の適正な管理や伝統的建造物群の保存・活用をすすめるとともに、郷土教育の推進や学習環境の整備などにより歴史・文化に親しみ理解する機会の充実を図ります。

##### ●文化財の保存・継承

- ・所有者や保存団体への支援などによる文化財の適正な管理をすすめます。

- ・天然記念物や史跡等の保存環境の整備などによる保護活動の充実を図ります。
- ・耐震化の促進や自主防災組織等の活動支援などによる人と文化財を守る防災体制の充実を図ります。

●**伝統的建造物群の保存・活用**

- ・伝統的建造物及びその周辺の環境の調査・再評価による重要伝統的建造物群保存地区の拡大をすすめます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区等における修理・修景や防災対策による歴史的町並みの再生をすすめます。
- ・建築基準法等の規制緩和や伝統構法木造建築物耐震化マニュアルの運用などによる伝統的建造物群の保存・活用をすすめます。
- ・伝統的な大工技術などを利用した建造物の修景整備を促進します。

●**文化財保護思想の高揚**

- ・美しいふるさと認証制度等による郷土愛の醸成や保護活動の促進を図ります。
- ・飛騨高山まちの博物館などの文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存連合会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。
- ・啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史や伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

2) **伝統文化や生活文化の継承**

郷土の歴史・文化の語り部の育成や伝統文化についての意識の向上などにより、郷土の伝統文化や生活文化の継承をすすめます。

●**伝統文化や行事の保存・継承**

- ・ユネスコ無形文化遺産である高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための支援などについて、検討をすすめます。
- ・維持、継続することが困難となる可能性がある風俗や習慣などの記録保存を行います。
- ・市史の発刊・活用や先人の偉業の顕彰・啓発などによる郷土教育の充実をすすめます。

●**歴史・文化に親しみ理解する機会の充実**

- ・日本遺産に登録された「飛騨匠の技・こころ」のストーリーを語る上で欠かせない、魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群を総合的に整備・活用し、地域の活性化を図ります。
- ・歴史的に価値のある建造物・遺跡・伝承芸能・歴史資料等の公開などによる活用をすすめます。
- ・飛騨高山まちの博物館などの文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存連合会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。
- ・飛騨高山まちの体験交流館を拠点とした伝統文化の実演・体験の充実を図ります。

- ・歴史散策ルートの整備や標柱・説明看板等の設置などによる歴史文化を学ぶ環境の整備に努めます。
- ・啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史・伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

表6 高山市の指定文化財の件数

単位:件

		国指定等	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	14	15	78	107
	絵画	-	5	42	47
	彫刻	3	16	106	125
	工芸	3	7	60	70
	書跡	-	5	32	37
	典籍	-	1	7	8
	古文書	-	-	87	87
	考古資料	2	4	46	52
	歴史資料	-	3	27	30
登録有形文化財	建造物	17	-	-	17
	美術工芸品	1	-	-	1
無形文化財		-	-	8	8
民俗文化財	有形民俗文化財	4	4	38	46
	無形民俗文化財	2	8	20	30
記念物	史跡	4	17	105	126
	名勝	-	1	10	11
	天然記念物	6	32	114	152
伝統的建造物群保存地区		2	-	-	2
計		58	118	780	956

(注)国指定には国宝2件を含む

出典：高山市文化財課

表7 高山市の重要伝統的建造物群保存地区

名称	面積(ha)	選定年月日
高山市三町伝統的建造物群保存地区	約 4.4	S54. 2. 3
高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区	約 6.6	H16. 7. 6

出典：高山市文化財課

## 基本施策② 個性ある景観の保全・創出



### 現状と課題

- ・景観町並保存連合会に専門部会(町並保存部会、子ども伝承部会、広報部会)が設けられ、市民と市とが協働した歴史的な景観形成の取り組みが活発化しています。
- ・本市の貴重な財産である美しい景観を市民・事業者・行政等が協働して保全・活用していく必要があります。
- ・道路整備の進展や全国展開している店舗の進出などに伴い、幹線道路沿いなどでは屋外広告物が増加しています。
- ・構築物の色彩や高さ、屋外広告物等、景観の形成に大きな影響を及ぼすものについて、基準の見直しなどをすすめる必要があります。
- ・「高山市空家等対策計画」に基づき、地域や関係団体と連携して空家等を有効活用し、まちの魅力向上と良好な景観形成を進めています。
- ・まちの魅力を一層向上させる新たな景観の形成を図っていく必要があります。

### 主な取り組み

#### 1) 個性ある景観の保全

良好な景観形成の推進や歴史的町並みの保全、景観保全に対する意識の醸成などにより個性ある景観の保全・活用を図ります。

##### ●町並み景観の保全

- ・景観計画の基準の見直しや美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく指導、景観重点区域・景観重要建造物の指定などによる良好な景観形成をすすめます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域内の建造物の修理・修景に対する支援や伝統構法木造建築物の耐震化の促進などによる歴史的町並みの保全に努めます。
- ・景観重要建造物の修理・修景や生け垣・塀の設置に対する支援、無電柱化の推進や看板等の除去などによる市街地等における景観の保全・向上に努めます。
- ・空家となっている町家等の再生や活用などによる町並み景観の保全に努めます。

##### ●自然景観の保全

- ・歴史的な街道の整備や街道沿いの集落景観の保全などによる農山村景観の保全に努めます。
- ・森林の保全や特定外来植物の防除などによる自然景観の保全に努めます。
- ・宅地開発等の行為に対しては、関係法規等の適正な運用により、自然景観に配慮したものとなるよう指導・助言を行います。
- ・「農業振興地域整備計画」による優良農地の確保と「農地法」に基づく農地転用許可制度の適正な運用などにより、農用地区域の適正利用と田園景観の保全を図ります。

- ・「都市計画法」に基づく土地利用や建物等の高さ制限により、緑地の保全や眺望景観の保全を図ります。
- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づく「みどりの保全契約」の締結により市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や助言を行うとともに、市が里山を取得し適正な管理を行うことで里山景観の保全を推進します。
- ・太陽光発電設備等の設置に対し、適切な環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業実施が確保されるよう、国のガイドラインや高山市開発行為に関する指針に基づき指導・助言を行います。

●景観保全に対する意識の醸成

- ・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づくまちづくり協定の締結をすすめます。
- ・景観町並保存連合会と協働した意識啓発や児童生徒の郷土学習などによる景観保全に対する意識の醸成を図ります。
- ・地域住民の活動への助言や地域住民と市民活動団体の連携強化などによる景観保全に取り組む団体等の育成や支援に努めます。
- ・ごみのポイ捨てに対する指導や路上喫煙禁止区域の見直し、河川の一斉清掃などによる美観の維持をすすめます。
- ・空家等の耐震化や景観保全への支援を行うことにより空家等の有効活用を図り、魅力あるまちづくりと良好な景観形成を促進します。

表8 高山市内の市街地景観保存区域

単位:㎡

区分	名称	面積	指定年月日
第1種	東山保存区域	202,192	S49. 2.15
	神明町保存区域	4,185	S49. 2.15
	寺内保存区域	22,547	H 4.11.24
	下三之町中組保存区域	4,952	H 6.11.22
	片原町保存区域	9,120	H10.11.24
	下三之町上組保存区域	12,820	H20. 3.25
	宝珠台組保存区域	5,140	H20. 3.25
	八幡町保存区域	23,373	H21. 3.31
	上一之町大町会保存区域	18,018	H21. 3.31
	下一之町保存区域	27,922	H27. 3.31
第2種	上二之町保存区域	6,410	S49. 2.15
	上三之町保存区域	1,290	S49. 2.15
	上一之町上保存区域	12,700	S61.11. 1

出典：高山市都市計画課

## 2) 新たな景観の創出

歴史的風致の維持向上や景観と調和した建築物・看板等の整備の促進などにより新たな景観の創出を図ります。

### ●新たな景観の創出

- ・まちなかの伝統的建造物を活用して整備した拠点施設（高山市若者等活動事務所）において、次代を担う若者の飛騨高山に対する誇りと愛着を育むための様々な活動を促進するとともに、歴史ある建物の保存と町並み景観の維持向上を図ります。
- ・河川の整備や宮川河川沿い遊歩道の整備促進などによる良好な水辺空間の創出に努めます。
- ・周辺環境や景観との調和に配慮した公共施設整備をすすめます。
- ・誰もが利用できる一般開放型トイレ施設の整備への支援などによる景観や利用環境の向上に努めます。
- ・優れた景観デザインの創出活動に対する顕彰などによる景観と調和した建築物・看板等の整備を促進します。



高山市街地と乗鞍岳

## 基本施策③ 住みよい都市基盤の整備



### 現状と課題

- ・都市計画区域では、中心市街地において空家・空き店舗が増加する傾向にあり空洞化が進行する一方、郊外での宅地開発が進んでいる状況となっています。また、都市計画区域外では人口減少が都市計画区域に比べ急速に進行している状況にあります。
- ・今後の人口減少を見据え、地域コミュニティの確保に配慮しながら、インフラ整備の選択と集中や土地利用の複合化、生活に必要な施設の再配置などにより持続可能な都市構造とする必要があります。
- ・豊かな自然や農地、歴史・文化等の地域資源を保全・活用した土地利用をすすめる必要があります。
- ・駅周辺土地区画整理事業は平成31(2019)年度で完了しますが、駅西地区には利用度の低い土地が残存しています。また、その周辺の公共施設は老朽化しており、更新が必要となっています。市民の利便性を高める都市機能の充実と、観光客等にも魅力的なまちづくりを進めるため、駅西地区の再整備が求められています。
- ・高齢化の進展によって自分で運転できない人が増え、公共交通の担う役割が増大しており、地域の実情に応じた、効果的で効率的な地域公共交通の運行が求められています。
- ・人口減少、少子高齢化が進展する中、既存の施設を活かした公園の環境整備が求められており、既存の公園を多様な目的で利用できるよう、利用者ニーズを踏まえた整備を行う必要があります。

### 主な取り組み

#### 1) 土地利用の適正化

土地の実態把握や秩序ある土地利用の促進などにより総合的な土地利用をすすめます。

##### ●総合的な土地利用

- ・都市計画制度の活用や美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく規制・誘導などによる秩序ある土地利用をすすめます。
- ・情報提供や啓発を通じた意識の醸成、建築協定・まちづくり協定の締結などによる市民と協働した土地利用をすすめます。

##### ●利便性を高める土地利用

- ・高山駅の東西が一体となったにぎわいと活力にあふれる中心市街地を形成するため、駅西地区の再整備をすすめ、土地の高度利用による都市機能の充実やまちの魅力向上を図ります。
- ・生活に必要な施設の整備やにぎわいのある商業空間の形成などによる中心市街地における都市機能の集積を図ります。



- ・各地域の核となる地区における道路等の基盤整備などによる居住環境の向上や産業振興の促進に努めます。

●**地域特性を活かす土地利用**

- ・高山地域及び支所地域ごとに地域づくりの方向性を定め、地域の特性等に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。
- ・重要伝統的建造物群保存地区やその周辺地域における修理・修景、防災対策の実施などによる歴史的町並みの保全に努めます。
- ・自然や歴史的な街道、街道沿いの農山村集落など地域に残る良好な景観の保全・活用に努めます。
- ・優良農地の確保や農地転用許可制度の適正な運用、都市計画、森林整備計画などの各種土地利用に関する計画の調整により、農地及び農用地区域の保全に努めます。
- ・造林事業の推進など森林の保全と整備に努めるとともに、里山的な森林では生活環境保全林などの自然とのふれあいの場を確保するなど、多様な活用をすすめます。

●**安全・安心を確保する土地利用**

- ・森林の保全などによる災害の防止や水源かん養機能等の確保に努めます。
- ・高山市水道水源保全条例に基づき取水行為者等と協定を締結し、水源を監視します。
- ・岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域等、水源かん養林の保護・保全など隣接地域との連携や協力体制の強化に努めます。
- ・災害時におけるライフライン確保のための基盤整備や土地の安全性に対する意識の醸成などによる、安全・安心を確保する土地利用をすすめます。

2) **公共交通の利便性の向上**

効果的で効率的な自主運行バスの運行や少量輸送体制の確立、ユニバーサルデザインへの配慮、環境負荷の低減の促進などにより地域公共交通の利便性の向上を図ります。

●**地域公共交通の利便性の向上**

- ・路線バス・鉄道・タクシー・自家用有償運送との連携や路線及び利用者負担等の見直しなどによる効果的で効率的な自主運行バスの運行に努めます。
- ・小型バス・タクシー車両のデマンド運行や自家用有償運送の活用などによる地域特性や利用実態に対応した少量輸送体制の確立に努めます。
- ・高齢者に対するバス年間乗車パスの発行や子どもを対象とした地域バス乗車料金の無料化等の利用者負担の軽減、観光特化型バスの運行などによる地域公共交通の利用を促進します。
- ・公共交通機関の施設・車両の整備などによるユニバーサルデザインへの配慮を促進します。
- ・地域公共交通の利用や温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の導入促進、自転車の利用促進などによる環境負荷の低減を促進します。



### 3) 居住環境の整備

生活に身近な道路環境の向上や利用しやすく特色ある公園づくりなどにより居住環境の整備をすすめます。

#### ●特色ある公園づくり

- ・利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上を図ります。
- ・遊具等の公園施設の補修・更新やユニバーサルデザイン化などによる安全で安心して利用できる環境整備をすすめます。
- ・中心市街地において、誰もが気軽に利用できる憩いの場の整備などによる回遊性の向上を図ります。
- ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。
- ・公園施設の情報提供などにより公園の利用を促進します。

#### ●道路環境の整備

- ・高速交通網や地域間連絡交通網、幹線市道の整備などにより、幹線道路ネットワークの構築をすすめます。
- ・避難ルートの確保や点検体制の確立などにより災害に強い道路整備をすすめます。
- ・地域の要望に応じた道路整備や道路施設のユニバーサルデザイン化の推進などにより生活に身近な道路環境の向上を図ります。
- ・快適な歩行空間の創出や交通渋滞の緩和などにより道路利用の快適性の向上を図ります。



臥龍公園（一之宮町）



まちなみバス

表9 高山市内の公園の設置状況

	種別	名称
	都市公園	総合公園
運動公園		中山公園
近隣公園		北山公園、赤保木公園、アルプス展望公園「スカイパーク」
街区公園		日の出児童公園、山王児童公園、緑ヶ丘児童公園、守ヶ丘児童公園、上岡本児童公園、石ヶ谷児童公園、花里児童公園、中山の里ふれあい公園、中山の里ふれあい公園(第2)、荏名公園、くぬぎ公園、中山さわやか公園、昭和児童公園(ポッポ公園)、こくふふれあい公園
都市緑地		宮川緑地公園、松倉シンボル広場、大雄寺広場、上枝村役場跡広場、黒岩広場、宮川水辺ふれあい公園、友好の丘、国分尼寺史跡広場、七日町広場
歴史公園		風土記の丘史跡公園古墳広場・古代集落の里、車田史跡公園、川上別邸史跡公園
広場公園		市制50周年記念公園中橋公園、市民広場、まちの博物館公園
風致公園		原山市民公園
地区公園		地域
	丹生川	尾崎城公園、グリーンパークひろ野、見学の丘、みはらし広場、五味原ふるさと公園
	清見	桜つつみ公園、大谷しだれ桜公園
	荘川	北野農村公園、くるまーと六厩公園、荘川桜公園
	一之宮	臥龍公園、一之宮ふれあい広場、みずなしゆうあい広場、分水嶺公園、位山遊びの散歩道、位山スポーツ広場、位山さくらの森、一之宮駅前広場、御旅公園
	久々野	桃源郷公園、美女街道展望広場、あららぎ公園、久々野ふるさと公園、女男滝公園、飛驒川河川公園
	朝日	すずらん公園、諏訪の森、あさひふるさとの森、美女高原公園
	高根	美人岩公園、たかねふれあい広場
	国府	宇津江2・3区農村公園、宇津江農村公園、三川農村公園、村山農村公園、三日町農村公園、桜野公園
	上宝	鍋平園地、たから流路工河川公園

出典：高山市都市計画課